

# 「お試し」だけのつもりが「定期購入」に

解約できない、支払えない・・・



## 事例 1

動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。1か月後にまた同じ商品が届いた。7,000円の請求書も入っていた。

驚いて販売業者に問い合わせると、「5回の商品購入が条件だ」と言われた。500円のお試しだけだと思っていた。

## 事例 2

インターネットで芸能人が宣伝している美容クリームを見つけた。初回2,000円、2回目以降は4,000円で、「いつでも解約できる」と書いてあったので注文した。

初回のみで2回目の商品は必要ないと思い販売業者に電話した。解約は商品発送の10日前までに電話で申し出なければならぬとなっているが、何度電話しても混みあっていてつながらぬ。

## アドバイス

「1回目90%OFF」  
「初回実質0円（送料のみ）」など  
安く購入できると宣伝し、  
一方で定期購入が条件となっている健康食品や化粧品などの通信販売の相談が多く寄せられています。



- 「定期購入が条件になっていないか」「支払い総額はいくらか」などを確認しましょう。  
スマートフォンはパソコンより画面が小さいため、より注意して確認すべきです。
- 「解約・返品できるか」「解約・返品の条件」をしっかりと確認しましょう。  
通信販売は、クーリング・オフ制度はありません。広告に表示された条件に従うことになります。
- 販売業者に電話がつながらないケースが多くみられます。  
販売業者に連絡した証拠として、電話、メール、FAXなどの記録を残しましょう。